

足立区都市計画審議会委員等の選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例(平成24年足立区条例第43号。以下「条例」という。)第35条第1項、第36条第1項及び第37条第1項に定める委員の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第35条第1項第1号に定める学識経験者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の教授、准教授、講師、助手等都市計画の研究者
- (2) 国土交通省、東京都での勤務経験者等都市計画全般について造詣の深い者
- (3) 足立区都市計画審議会会長経験者等足立区の都市計画行政について造詣の深い者

2 条例第35条第1項第2号に定める区議会議員は、足立区議会において推薦を受けた者とする。

3 条例第35条第1項第3号に定める区内関係団体の関係者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 足立区町会・自治会連合会から推薦を受けた者
- (2) 足立区商店街振興組合連合会から推薦を受けた者
- (3) 足立区工業会連合会から推薦を受けた者
- (4) 東京スマイル農業協同組合から推薦を受けた者
- (5) 一般社団法人東京都建築士事務所協会足立支部から推薦を受けた者
- (6) 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会足立区支部から推薦を受けた者
- (7) 足立区女性団体連合会から推薦を受けた者
- (8) 足立区まちづくり推進委員会から推薦を受けた者
- (9) 区長が必要と認めた団体から推薦を受けた者(委員の人数が8人に満たない場合に限る。)

4 条例第35条第1項第4号に定める公募による区民は、別に定める足立区都市計画審議会公募委員選考会が選考した者とする。

5 条例第35条第1項第5号に定める関係行政機関の職員は、国又は東京都の職員とする。

(臨時委員)

第3条 条例第36条第1項の規定による臨時委員は、交通、防犯、防災、建築、都市計画等について造詣の深い者から選定し、委嘱する。

(専門委員)

第4条 条例第37条第1項の規定による専門委員は、専門の事項の調査及び審議会における調査内容の説明を行うことができる者を選定し、任命する。

付 則

この基準は、平成13年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年5月21日から施行する。

付 則 (21足都都発第1671号 平成22年3月25日 都市整備部長決定)

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (24足都都発第1942号 平成25年1月17日 都市整備部長決定)

この基準は、平成25年1月18日から施行する。